

資料

再任用を申し込まれる皆さんへ

令和7年10月

教育庁総務企画課

再任用を申し込まれる皆さんへ

再任用に当たっての心構え

再任用される職は、原則として退職時より下位の職に任用されるため、現役時の人間関係が逆転する場合があります。再任用される前に、勤務条件等だけではなく、職務に対する姿勢、期待される役割等、以下に記載するような再任用された際の心構えを十分に理解しておく必要があります。

《1年を通した任用》

所属における執行体制を確保するため、再任用は、1年間を通して同じ勤務形態で勤務することを前提としていますので、勤務形態を年度中途で変更することはできません。

また、年度の途中で退職した場合には、所属に大きな影響が生じますので、御自身の健康、体力面や生活スタイル等を踏まえ、十分に検討した上で申し込んで下さい。

《ベテラン職員としての期待》

このため、職場では、皆さんにベテラン職員らしい即戦力としての働きを期待しています。それぞれの業務は、勤務形態に応じて割り振られますが、担当業務については、責任を持って処理しなければなりません。今の担当業務においては、パソコン操作は必須となっていますので、苦手な方は早めに習得しておく必要があります。

また、「自分は再任用だから責任がなくて気楽」というような腰掛け的な安易な気持ちで働くのではなく、職場の先輩として、後輩の良き相談相手となり、指導に当たる心がけが大切となります。

《人生の先輩としての役割》

業務手順等は、マニュアル等を作成することにより次世代に引き継ぐことができますが、「物事の考え方や調整の仕方」など、マニュアルでは伝授できない『暗黙知』といわれるものは、簡単に引き継ぐことができません。再任用職員の皆さんには、長年の公務員生活で培った知識や経験を基に、後輩職員に様々なノウハウを伝授することが期待されています。

《健康が大前提》

何よりも注意すべきことは心身の健康を維持することです。

仕事以外にも熱中できる趣味、生きがいを持つことは、生活にメリハリをつけ、充実した生活を送る基礎となります。

段階的引上げ期間中の定年年度と対象職員

定年は、令和 5 年 4 月から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられ、令和 13 年 4 月に 65 歳となります。段階的引上げの期間中の定年年度と対象職員は以下のとおりとなります。また、令和 13 年度末まで、定年退職後に 65 歳まで暫定再任用勤務が可能です。

定年年齢 職員の生年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)	令和 14 年度 (2032)
昭和37年度 1962.4.2生 ～ 1963.4.1生	60歳 (定年)	暫定再任用					65歳				
昭和38年度 1963.4.2生 ～ 1964.4.1生	59歳	60歳	61歳 (定年)	暫定再任用			65歳				
昭和39年度 1964.4.2生 ～ 1965.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 (定年)	暫定再任用		65歳			
昭和40年度 1965.4.2生 ～ 1966.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 (定年)	暫定再任用		65歳	
昭和41年度 1966.4.2生 ～ 1967.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 (定年)	65歳 暫定再任用	
昭和42年度 1967.4.2生 ～ 1968.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 (定年)

※現行定年が 63 歳の職（監視及び用務員）は令和 11 年度から引上げとなります。

暫定再任用制度

暫定再任用制度は、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、定年引上げ前の再任用制度と同様の仕組みを措置する制度です。

対象者

原則として、次に掲げるものとします。

- (1) 定年退職者
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者

任用の方法

- 採用は、次の(1)(2)の情報に基づく選考により行われます。
 - (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 更新は、暫定再任用職員の更新直前の任期における勤務実績が、その職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行います。

任用期間・任期の末日

- (1) 任期は1年(4月1日～3月31日)とし、1年ごとに更新を行います。
- (2) 任期の末日は、65歳に到達する年度の末日までとなります。

勤務時間及び週休日

- (1) 勤務時間
 - ① フルタイム勤務職員の勤務時間は、週38時間45分とし、1日の勤務時間は7時間45分とします。
 - ② 短時間勤務職員の勤務時間は、以下のいずれかを基本として設定します。

勤務形態	1週間の勤務日数	1週間の勤務時間	1日の勤務時間
短時間勤務(週2日)	2日	15時間30分	7時間45分
短時間勤務(週3日)	3日	23時間15分	7時間45分
短時間勤務(週5日)	5日	24時間35分	4時間55分

※ 短時間勤務(週5日)については、教育職員は除く。

※ 短時間勤務(週2日・週5日)については、現業職員は除く。

(2) 週休日

- ① フルタイム勤務職員及び短時間勤務（週 5 日）職員の週休日は、日曜日及び土曜日とします。
- ② 短時間勤務（週 2 日・週 3 日）職員の週休日は、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において設けることができます。

※ 短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りは、公務の運営上の事情を考慮して所属長が定めることとします。

(3) その他

現業職員の一部の職種における短時間勤務については、以下のとおりとします。

自動車運転士	・ 2 週間で 5 日、1 日 7 時間 45 分勤務の組合せ配置。 ・ 重複勤務日は設けず、各人週 2 日以上勤務する。
交替制勤務 の職種	・ 週 3 日（土日を含めた交替制勤務の場合は土日を含めて割り振り）、 1 日 7 時間 45 分勤務の組合せ配置とし、職場における現行の勤務体制 を確保できるよう勤務の割り振りを行う。

休暇等

(1) 年次休暇

- ① フルタイム勤務職員及び短時間勤務（週 5 日）職員の年次休暇の付与日数は、定年前と同様、1 年につき 20 日とします。ただし、短時間勤務（週 5 日）職員は 4 時間 55 分を 1 日として換算します。
- ② 短時間勤務（週 2 日・週 3 日）職員の年次休暇の付与日数は、20 日を基準に 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数（週 2 日の場合は 1 年につき 8 日。週 3 日の場合は 1 年につき 12 日。）とします。

(2) 特別休暇

- ① スクーリング休暇、長期勤続休暇は適用しません。
- ② 短時間勤務（週 2 日・週 3 日）職員のボランティア休暇、結婚休暇及び夏季休暇については、比例付与（日単位のため端数は四捨五入）します。
- ③ 上記以外の特別休暇は、定年前と同様の取扱いとします。

(3) その他の休暇

病気休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに定年前と同様の取扱いとします。

(4) 職務専念義務の免除

フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに定年前と同様の取扱いとします。

(5) 育児休業

- ① 育児休業については、フルタイム勤務職員は定年前と同様の取扱いとし、短時間勤務（週 3 日・週 5 日）職員は原則、子が 1 歳に達する日まで取得可能とします。
- ② 育児短時間勤務については、フルタイム勤務職員は定年前と同様の取扱いとしますが、短時間勤務職員は取得できません。
- ③ 育児のための部分休業については、フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに定年前と同様の取扱いとします。

(6) 高齢者部分休業

取得できません。

給与等

(1) 給料月額

- ・フルタイム勤務職員の給料月額は、職務の各級ごとの単一の額とし、昇給はしません。
- ・短時間勤務職員の給料月額は、フルタイム勤務職員の給料月額にその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とします。

[行政職給料表3級で23時間15分勤務の場合] $279,700 \text{ 円} \times 23:15 \div 38:45 = 167,820 \text{ 円}$

<教育職給料表（二）適用者>

（単位：円）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
給料月額	238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

※職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

<教育職給料表（三）適用者>

（単位：円）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
給料月額	229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

※職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

<行政職給料表適用者>

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

<労務職給料表適用者>

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	198,700	209,800	228,300	259,300	280,600

(2) 給料の調整額

- ・フルタイム勤務職員の給料の調整額は、定年前と同様の取扱いとします。
- ・短時間勤務職員の調整額は、フルタイム勤務職員の調整額に1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とします。

(3) 諸手当

① 支給される手当等

教職調整額、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当

- ・期末手当は年間1.4月分。
6月期 0.7月分、12月期 0.7月分
- ・勤勉手当は年間1.0月分。
6月期 0.5月分、12月期 0.5月分

② 支給されない手当

扶養手当

③ 短時間勤務職員の特例

短時間勤務（週2日・週3日）職員の通勤手当は、平均1ヶ月当たりの通勤所要回数分に応じた額とします。

(4) 退職手当

退職手当は支給しません。

任用する職及び給料の格付け

【教育職員】

原則として教育職員の任用する職及び給料の格付けは、以下のとおりとなります。

<教育職給料表適用者>

退職者	職位	教諭	校長・副校長・教頭 主幹教諭・指導教諭
	退職時の 適用級	2 級	特 2 級～4 級

退職者	職位	実習助手 寄宿舎指導員	主任実習助手 主任寄宿舎指導員	養護教諭 栄養教諭
	退職時の 適用級	1 級	2 級	2 級

再任用	職位	教諭
	再任用時の 適用級	2 級

再任用	職位	実習助手 寄宿舎指導員	主任実習助手 主任寄宿舎指導員	養護教諭 栄養教諭
	再任用時の 適用級	1 級	2 級	2 級

【教育職員以外】

原則として退職時の職級より下位の職に任用することとし、給料の格付けは、任用された職に応じて決定します。

<行政職給料表適用者>

退職者	職位	係長級	課長補佐級	課長級
	退職時の 適用級	3 級	4 級	5 級

<労務職給料表適用者>

退職者	職位	技能員	主任技能員
	退職時の 適用級	4 級	5 級

再任用	職位	主任級	係長級
	再任用時の 適用級	2 級	3 級

再任用	職位	技能員
	再任用時の 適用級	3 級

※課長級退職者は任用する職により 4 級の適用がある。

配置

- (1) 職員の能力、経歴等のほか、本人の希望についても配慮した配置を検討します。ただし、技術職及び少数職種等は、業務実態や所属の執行体制等を勘案するため、勤務形態が限定される場合があります。
- (2) 短時間勤務職員の配置については、原則として 2 人 1 組の組合せ配置を行います。この組合せは、育児短時間勤務制度による育児短時間勤務職員との組合せを含むものとします。

その他

(1) 公務災害

フルタイム勤務職員、短時間勤務職員ともに地方公務員災害補償法の規定に基づく地方公務員災害補償基金の補償が行われます。

(2) 医療保険

- ・フルタイム勤務職員…定年退職前から引き続き共済組合の組合員であり、共済組合の短期給付・福祉事業が適用されます。
- ・短時間勤務（週 3 日・週 5 日）職員…共済組合の短期給付・福祉事業が適用されます。
- ・短時間勤務（週 2 日）職員…国民健康保険の被保険者又は共済組合の任意継続組合員となります。

(3) 公的年金

- ・ フルタイム勤務職員…厚生年金の第三号被保険者（公立学校共済組合員である被保険者）となります。共済組合員であるため年金払い退職給付も適用されます。
- ・ 短時間勤務（週 3 日・週 5 日）職員…厚生年金の第一号被保険者（事業所に使用される者）となります。

※ フルタイム勤務職員、短時間勤務職員のいずれも、受給開始年齢到達から年金の支給が開始されます。

(4) 雇用保険

フルタイム勤務職員、短時間勤務（週 3 日・週 5 日）職員は、適用されます。（加入要件：週当たり 20 時間以上勤務であり、かつ 31 日以上引き続き雇用が見込まれる者。※自動車運転士の短時間勤務は適用されません。）

(5) 互助会

フルタイム勤務職員は、現行の常勤職員と同様に会員となります。なお、短時間勤務職員は、会員となりません。

※ 医療保険、公的年金等につきましては、12 ページの「医療保険、公的年金等の制度」もご参照ください。

定年前再任用短時間勤務制

定年前再任用短時間勤務制は、定年引上げ前の定年退職日以後、定年前に退職した者を、短時間勤務の職に採用することができる制度です。

対象者

60 歳に達した日以後に退職した職員

- ※ 現行定年が 63 歳の職種については、63 歳に達した日以後に対象となります。
- ※ 定年前再任用短時間勤務の任期満了後は、フルタイム勤務の職での任用も可能です。

採用の方法

採用は、次の（１）（２）の情報に基づく選考により行われます。

- （１）人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - （２）定年前再任用短時間勤務を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- ※ 技術職及び少数職種等は、業務実態や所属の執行体制等を勘案するため、勤務形態が限定される場合があります。

採用日及び任期の末日

採用日 : 4 月 1 日

任期の末日 : 定年年齢（引上げ期間中は 61 歳～64 歳）に達した日以後の最初の 3 月 31 日

勤務時間及び週休日

（１）勤務時間

勤務時間は以下のいずれかを基本として設定します。

勤務形態	1 週間の勤務日数	1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間
短時間勤務(週 2 日)	2 日	15 時間 30 分	7 時間 45 分
短時間勤務(週 3 日)	3 日	23 時間 15 分	7 時間 45 分
短時間勤務(週 5 日)	5 日	24 時間 35 分	4 時間 55 分

- ※ 短時間勤務（週 5 日）については、教育職員は除く。
- ※ 短時間勤務（週 2 日・週 5 日）については、現業職員は除く。

（２）週休日

- ① 短時間勤務（週 5 日）職員の週休日は、日曜日及び土曜日とします。
 - ② 短時間勤務（週 2 日・週 3 日）職員の週休日は、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において設けることができます。
- ※ 週休日及び勤務時間の割振りは、公務の運営上の事情を考慮して所属長が定めることとします。

(3) その他

現業職員の一部の職種については、以下のとおりとします。

自動車運転士	・2週間で5日、1日7時間45分勤務の組合せ配置。 ・重複勤務日は設けず、各人週2日以上勤務する。
交替制勤務 の職種	・週3日（土日を含めた交替制勤務の場合は土日を含めて割り振り）、 1日7時間45分勤務の組合せ配置とし、職場における現行の勤務体制 を確保できるよう勤務の割り振りを行う。

休暇等

(1) 年次休暇

- ① 短時間勤務（週5日）職員の年次休暇の付与日数は、1年につき20日とします。ただし、4時間55分を1日として換算します。
- ② 短時間勤務（週2日・週3日）職員の年次休暇の付与日数は、20日を基準に1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（週2日の場合は1年につき8日。週3日の場合は1年につき12日。）とします。

(2) 特別休暇

- ① スクーリング休暇、長期勤続休暇は適用しません。
- ② 短時間勤務（週2日・週3日）職員のボランティア休暇、結婚休暇及び夏季休暇については、比例付与（日単位のため端数は四捨五入）します。
- ③ 上記以外の特別休暇は、常勤職員と同様の取扱いとします。

(3) その他の休暇

病気休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、常勤職員と同様の取扱いとします。

(4) 職務専念義務の免除

常勤職員と同様の取扱いとします。

(5) 育児休業

- ① 育児休業については、短時間勤務（週3日・週5日）の職員は原則、子が1歳に達する日まで取得可能とします。
- ② 育児短時間勤務については、取得できません。
- ③ 育児のための部分休業については、常勤職員と同様の取扱いとします。

(6) 高齢者部分休業

取得できません。

給与等

(1) 給料月額

職務の各級ごとの単一の額に、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とします。昇給はしません。

[行政職給料表3級で23時間15分勤務の場合] $279,700 \text{ 円} \times 23:15 \div 38:45 = 167,820 \text{ 円}$

<教育職給料表(二)適用者>

(単位:円)

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
給料月額	238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

※職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

<教育職給料表(三)適用者>

(単位:円)

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
給料月額	229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

※職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

<行政職給料表適用者>

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

<労務職給料表適用者>

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	198,700	209,800	228,300	259,300	280,600

(2) 給料の調整額

フルタイムとして勤務した場合の給料の調整額に、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とします。

(3) 諸手当

① 支給される手当等

教職調整額、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当

- ・ 期末手当は年間1.4月分。

6月期 0.7月分、12月期 0.7月分

- ・ 勤勉手当は年間1.0月分。

6月期 0.5月分、12月期 0.5月分

② 支給されない手当

扶養手当

③ 短時間勤務職員の特例

短時間勤務（週2日・週3日）職員の通勤手当は、平均1か月当たりの通勤所要回数分に応じた額とします。

(4) 退職手当

退職手当は支給しません。

任用する職及び給料の格付け

【教育職員】

原則として教育職員の任用する職及び給料の格付けは、以下のとおりとなります。

<教育職給料表適用者>

退職者	職位	教諭	校長・副校長・教頭 主幹教諭・指導教諭
	退職時の 適用級	2 級	特 2 級～4 級

再任用	職位	教諭
	再任用時の 適用級	2 級

退職者	職位	実習助手 寄宿舎指導員	主任実習助手 主任寄宿舎指導員	養護教諭 栄養教諭
	退職時の 適用級	1 級	2 級	2 級

再任用	職位	実習助手 寄宿舎指導員	主任実習助手 主任寄宿舎指導員	養護教諭 栄養教諭
	再任用時の 適用級	1 級	2 級	2 級

【教育職員以外】

原則として退職時の職級より下位の職に任用することとし、給料の格付けは、任用された職に応じて決定します。

<行政職給料表適用者>

退職者	職位	係長級	課長補佐級	課長級
	退職時の 適用級	3 級	4 級	5 級

再任用	職位	主任級	係長級	3 級 又は 4 級
	再任用時の 適用級	2 級	3 級	

<労務職給料表適用者>

退職者	職位	技能員	主任技能員
	退職時の 適用級	4 級	5 級

再任用	職位	技能員	主任技能員
	再任用時の 適用級	3 級	4 級

配置

- (1) 職員の能力、経歴等のほか、本人の希望についても配慮した配置を検討します。
- (2) 原則として 2 人 1 組の組合せ配置を行います。この組合せは、育児短時間勤務制度による育児短時間勤務職員との組合せを含むものとします。

その他

- (1) 公務災害
地方公務員災害補償法の規定に基づく地方公務員災害補償基金の補償が行われます。
 - (2) 医療保険
・週 3 日、週 5 日勤務の職員…共済組合の短期給付・福祉事業が適用されます。
・週 2 日勤務の職員…国民健康保険の被保険者又は共済組合の任意継続組合員となります。
 - (3) 公的年金
週 3 日、週 5 日勤務の職員は、厚生年金の第一号被保険者（事業所に使用される者）となります。
※ 受給開始年齢到達から年金の支給が開始されます。
 - (4) 雇用保険
週 3 日、週 5 日勤務の職員は、適用されます。（加入要件：週当たり 20 時間以上勤務であり、かつ 31 日以上引き続き雇用が見込まれる者。※自動車運転士の短時間勤務は適用されません。）
 - (5) 互助会
会員となりません。
- ※ 医療保険、公的年金等につきましては、12 ページの「医療保険、公的年金等の制度」もご参照ください。

医療保険、公的年金等の制度

任用形態別の医療保険、公的年金等制度

		① 暫定再任用 (フルタイム)	暫定再任用（短時間）及び 定年前再任用短時間						
			② 週 3 日・週 5 日勤務	③ 週 2 日勤務					
(1) 医療保険	適用保険	共済組合（短期給付・福祉事業）		国民健康保険又は 共済組合の任意継続組合員					
	掛金 (介護除く)	標準報酬月額及び標準期末手当等の 4.801% ※保険料率は R 7 年度							
(2) 年金	適用保険	共済組合（厚生年金第 3 号・・・ 公立学校共済組合員）、年金払い退職給付)	厚生年金（厚生年金第 1 号・・・事業所に使用される者）						
	保険料	【厚生年金】（国民年金（基礎年金）含む） 標準報酬月額及び標準期末手当等の額×18.3%（使用者と折半） ※保険料率は R 7 年度	【厚生年金】（国民年金（基礎年金）含む） 標準報酬月額及び標準賞与額×18.3%（使用者と折半） ※保険料率は R 7 年度						
	掛金	【年金払い退職給付】 標準報酬月額及び標準期末手当等の額×0.75% ※保険料率は R 7 年度							
(3) 雇用保険	加入要件	・週 20 時間以上勤務 ・31 日以上引き続き雇用が見込まれること。							
	保険料	<table><tr><td>(全体)</td><td>賃金×14.5/1,000</td><td rowspan="3">} R7 年 4 月 ~ 8 年 3 月</td></tr><tr><td>(事業主負担)</td><td>賃金×9/1,000</td></tr><tr><td>(被保険者負担)</td><td>賃金×5.5/1,000</td></tr></table>			(全体)	賃金×14.5/1,000	} R7 年 4 月 ~ 8 年 3 月	(事業主負担)	賃金×9/1,000
(全体)	賃金×14.5/1,000	} R7 年 4 月 ~ 8 年 3 月							
(事業主負担)	賃金×9/1,000								
(被保険者負担)	賃金×5.5/1,000								
(4) 互助会	県職員互助会	・暫定再任用（フルタイム）職員は会員となる。 ・掛金：（給料月額＋調整額＋地域手当）×5.5/1,000							
	教職員互助会	・暫定再任用（フルタイム）職員は会員となる。 ・掛金：（給料月額＋教職調整額＋調整額）×10.6/1,000							

(1) 医療保険

【①～②共通】

- ・短期給付…保健給付(療養の給付(医療費)、高額療養費等)、災害給付(弔慰金、災害見舞金等)、附加給付(一部負担金払戻金※、家族療養費附加金※等)など
 ※ 1か月の医療費の自己負担額から25,000円(上位所得者は50,000円)を控除した額を、組合員分は一部負担金払戻金、被扶養者分は家族療養費附加金として支給。
- ・福祉事業…特別貸付(貸付月の翌月から任期の終了する月までの月数以内で毎月償還することが要件)
 保健事業(人間ドック等、特定健康診査、特定保健指導等)

※「(2) 年金」の詳細については、次頁「暫定・定年前再任用、再就職等と年金」をご参照ください。

暫定・定年前再任用、再就職等と年金

1 年金の支給内容

(1) 老齢基礎年金、老齢厚生年金、経過的職域加算、年金払い退職給付

65歳到達で受給権が発生し、翌月分から支給されます。金額は加入期間や標準報酬・賞与等により算定するため個人ごとに異なりますので、「ねんきん定期便」（毎年1回誕生月に送付）や「マイナ手続きポータル」による年金記録の電子交付サービス」（令和7年4月1日から）をご参照ください。

1 階	① 老 齢 基 礎 年 金	20 歳から 60 歳到達までの保険料納付済み期間(最長 40 年)に応じた額が、日本年金機構から支給されます。(年金額 = 831,700 円(※) × 保険料納付済月数/480 月(40 年 × 12 か月))(※)令和 7 年度額
2 階	老 齢 厚 生 年 金	② 報 酬 比 例 部 分 加入期間中の平均標準報酬額と加入月数に応じて算定される、年金の「本体」となる部分です。(年金額 = 平均標準報酬月額 × 給付乗率(※) × 加入月数)(※)平成 15 年 3 月まで : 7.125/1000、平成 15 年 4 月以降 : 5.481/1000
		③ 経 過 的 加 算 加入期間のうち、「20 歳前」「60 歳以後」の期間について、老齢基礎年金の当該月数分に相当する額が加算されます。
		④ 加 給 年 金 加入期間が 20 年以上の場合、同一生計で年収 850 万円未満の方(※)について一定額が支給されます。(※)65 歳未満の配偶者(自身が当該年金受給中または障害年金受給中の場合は加給停止)、18 歳未満、または 20 歳未満かつ障害状態にある子(配偶者なら年額 415,900 円(※))(※)令和 7 年度額
3 階	平成 27 年 9 月 まで	⑤ 経 過 的 職 域 加 算 平成 27 年 9 月までの組合員期間がある方については、経過措置として、その期間に応じた公務員職域部分の年金が支給されます。(年金額 = 平均給料(平成 15 年 4 月～平成 27 年 9 月は給与)月額 × 給付乗率(※) × 加入月数)(※)平成 15 年 3 月まで : 1.425/1000、平成 15 年 4 月～27 年 9 月 : 1.096/1000(組合員期間が 20 年未満の方は、給付乗率がそれぞれ 0.713/1000、0.548/1000)
	平成 27 年 10 月 以降	⑥ 年 金 払 い 退 職 給 付 ・平成 27 年 10 月に創設された新たな公務員職域年金で、同月以後積み立てた掛金・負担金の額を年金として受領するもの。「公務員共済の一般組合員でない」、「65 歳以上」の両方の要件を満たしたときに受給権が発生します。 ・積立金を半分にしてそれぞれ、「終身退職年金」、「有期退職年金(20 年・10 年・一時金から選択)」として支給。

2 暫定・定年前再任用、再就職等と年金の関係

(1) 年金と就労の関係

老齢厚生年金は、65 歳に到達したとき、それまでの被保険者期間を基礎として算定されます。就労中（被保険者である間）に裁定された年金は、その後毎年 1 回、及び退職時（又は一般組合員でなくなったとき）に、それまでの加入期間を加算して改定が行われます。なお、厚生年金は共済組合の加入期間と民間の加入期間の分とで、別々に支給されます。

就労等状況	年金の支給状況(丸数字は 1 の表に対応)
暫定再任用（フルタイム）	①、③、④は支給。②は就労先の標準報酬額等に応じ一部停止(下記(2)参照)。⑤⑥は共済一般組合員であるため全額停止。
暫定再任用（短時間）、定年前再任用短時間勤務	①、③～⑥は支給。
民間会社等への再就職	②は就労先の標準報酬額等に応じ一部停止(下記(2)参照)。
就労しない場合	①～⑥全て支給。

(2) 就労中の報酬等による年金の一部停止

働きながら年金を受給する場合、「賃金月額」と「年金月額」(※1)の合計が年金停止額 51 万円(※2)を超えると、その超えた分の 1/2 の額が停止されます。年金停止額が年金月額を超える場合は、年金額が全額停止となります。なお、停止の対象は年金額のうち②報酬比例部分のみですが、全額停止の場合は④加給年金も停止されます。

(※1)「賃金月額」…勤め先での標準報酬月額 + (過去 1 年間の標準賞与額 × 1/12)

「年金月額」…老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）の額 × 1/12

(※2)年金停止額は、賃金や物価の変動により改定されることがあります。